

## 第 1 回大阪府タクシー特定地域合同協議会議事概要

1. 日 時 平成 21 年 10 月 29 日 (木) 午後 4 時 ~ 午後 6 時 30 分
2. 場 所 大阪合同庁舎第二号館 共用 C 会議室
3. 出席者 18 名 (出席者名簿のとおり)

### 【議事概要】

合同協議会に先立ち開催された、大阪府タクシー特定地域合同協議会設立準備会の決定により、田村近畿運輸局自動車交通部旅客第二課長が事務局・司会となり、本日の議題等についての説明を行った。

原近畿運輸局長から議事に先立ち次のとおり挨拶を行った。

「タクシーは供給過剰、過度な運賃競争、不適切な事業運営の横行、乗務員の労働環境の悪化、サービスが不十分等の諸問題により、利用者の利便が損なわれているとの指摘が各方面からあり、タクシー新法が成立した。タクシーは規制緩和したが、是正すべきところは是正する。その中心的役割を果たすのが大阪府タクシー特定地域合同協議会であることから、構成員の皆様には幅広いテーマにお知恵を絞っていただき、地域計画を策定いただきたい。ただし、地域計画の策定で全てが良くなるわけではなく、近畿運輸局としても、運賃については認可基準が厳格化されたことから、局の責任において審査を行っていく等の取り組みをしていくが、供給過剰対策のうち需要の掘り起こしについては、この協議会でアイデアをいただきたい。ただし、供給の抑制策のうち、新規参入、増車への対応については、近畿運輸局において厳格に審査を行っていくこととしている。この協議会の重要性は大きく、個々の利益追求を多少犠牲にしても、地域のタクシー全体の利益のため、なによりも利用者利便のためにご協力いただき、建設的なご議論をいただきたい。」

### 1. 協議会設立の手続き

- ・「大阪市域交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱」(ほか 4 地区)

事務局から、資料 1「大阪市域交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱(案)」について概要を説明するとともに、特定地域に指定された大阪府下の他の 4 交通圏(北摂交通圏、河北交通圏、河南 B 交通圏、泉州交通圏)についての設置要綱案も同様の内容であることを説明し、承認された。

構成員は次のとおりである。

- 長 井 総 和 氏 (国土交通省近畿運輸局自動車交通部長)
- 岡 村 隆 正 氏 (大阪府都市整備部交通道路室都市交通課長)

橋 田 雅 弘 氏（大阪市計画調整局計画部総合交通体系担当課長）  
寺 農 齊 氏（枚方市土木部長）  
坂 本 克 己 氏（社団法人大阪タクシー協会会長）  
町 野 勝 康 氏（ワンコインタクシー協会会長）  
山 本 茂 氏（社団法人全大阪個人タクシー協会会長）  
森 田 貫 二 氏（全国自動車交通労働組合大阪地方連合会執行委員長）  
永 江 睦 男 氏（全国交通運輸労働組合総連合関西地方総支部ハイタク部会長）  
岡 田 紀一郎 氏（全国自動車交通労働組合総連合会大阪地方連合会執行委員長）  
三 宅 英 二 氏（私鉄総連ハイタク協議会代表）  
熊 和 子 氏（株式会社毎日放送ラジオ局長）  
豊 岡 賢 二 氏（大阪商工会議所理事・地域振興部長）  
武 富 輝 代 氏（なにわの消費者団体連絡会）  
安 部 誠 治 氏（関西大学商学部教授）  
山 田 廣 則 氏（財団法人大阪タクシーセンター会長）  
西 本 雄 治 氏（大阪府警察本部交通部交通総務課長）  
城 寿 克 氏（厚生労働省大阪労働局労働基準部監督課長）

・ 構成員の紹介

事務局から、「第1回大阪府タクシー特定地域合同協議会出席者名簿」により構成員の紹介を行い、構成員全員の出席と、本日の協議会が有効に成立している旨の報告がされた。

・ 会長選出

事務局から、会長の選出についての意見を構成員に求めたところ、大阪府の代表者に就任いただいてはどうかとの提案があった。本件について協議したところ、タクシー問題を議論した国の交通政策審議会における議論を踏まえるべきとの意見や、運輸局がタクシー問題に最も精通しているのではないかと意見が出され、長井近畿運輸局自動車交通部長が会長に就任することが承認された。

・ その他協議会の運営に関して必要な事項の協議

合同協議会の協議内容の公開のあり方について、この後に開催する第1回大阪府タクシー特定地域合同協議会において協議することとされた。

## 2. 第1回大阪市域交通圏タクシー特定地域協議会（ほか4地区）

### （1）開 会

事務局の田村近畿運輸局自動車交通部旅客第二課長が、開会を宣した。

### （2）会長挨拶

長井会長から次のとおり挨拶を行った。

意見の違いはあってもタクシーを良くしようとする皆様の強い思いを感じ、会長の重責を全うするために緊張感をもって取り組みます。この協議会を各々の利害を越えて大阪のタクシーを良くする方向性を示せる場としていきたい。各々が利害を追求しては大阪のタクシーは良くならない。構成員各位の協力をお願いします。

### （3）会長代理指名

長井会長が「設置要綱」に基づき、坂本克己社団法人大阪タクシー協会会長を指名した。

### （4）事務局長指名

長井会長が「設置要綱」に基づき、田村近畿運輸局自動車交通部旅客第二課長を指名した。

### （5）議 事

本協議会の目的と役割について

事務局から、資料2『「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」（特措法）制定の背景と協議会の目的』に基づき、協議会の設置目的等の説明を行った。

大阪におけるタクシー業界の現況について

事務局から、資料3「大阪のタクシーの現況」に基づき、需要の低迷、供給過剰、運賃の多様化、経営状況の悪化、運転者の賃金の減少、交通事故の状況について説明を行った。

構成員からは、主に次のような意見が出された。

- ・事業者の経営状況について、低額運賃であっても収支は償っている。
- ・賃金について、賃金センサスの数字はあるが、実際にはもっと低いはずである。
- ・提出された資料について、より詳細なものとすべきではないか。

- ・タクシーは公共交通機関であり、24時間稼働すべきである。
- ・各論ばかり指摘するのではなく、大阪のタクシーという総論的な議論が重要ではないか。

#### 適正とされる車両数について

事務局から、各地域における適正な車両数について、近畿運輸局が算出した、資料4「適正と考えられる車両数の算定について」の説明を行った。

#### その他

「その他協議会の運営に関して必要な事項の協議」

- ・協議会の公開のあり方について、事後の記者ブリーフィング及び議事概要の公開により行うとする方法では十分ではないとの意見が出されたため、事務局で構成員の意見集約を行い、次回開催までに結論を出すことが了承された。
- ・大阪府、大阪市及び枚方市以外の自治体も参加すべきとの要望が出され、事務局で他の自治体に引き続き参加要請を行うことが了承された。
- ・他の事業者団体の協議会の参画について、事務局より大阪ハイヤータクシー協会は協議会に不参加、大阪クラウン無線ハイタク協会は社団法人大阪タクシー協会に一任する旨承知しているとの報告があった。

(6) 閉 会

以 上